




私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		従前どおりとする場合	
		<p>認定こども園になって「施設型給付」を受ける (幼保連携型) (幼稚園型)</p> 		<p>幼稚園のまま「施設型給付」を受ける</p> 	<p>幼稚園のまま「施設型給付」を受けない^{*1}_{*2}</p> 
位置付け・役割		<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育と保育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 <p>(幼保連携型) (幼稚園型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校と児童福祉施設の位置付け ●学校 ●保育機能を認定 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設 	
	施設の認可(認定)・指導監督等	<p>(幼保連携型) (幼稚園型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県・指定都市・中核市 ●都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県 	
財政措置		<p>●市町村</p>			
		<ul style="list-style-type: none"> ●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{*3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」^{*3} ●私学助成(特別補助等)^{*4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{*3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等)^{*4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費 	
取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●応諾義務 ※「正当な理由」がある場合を除く ●定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前に明示することが必要) ●利用者負担は市町村が所得状況に応じて定める(応能負担) ●上乗せ徴収可 ※上乗せ徴収を行う場合は、徴収理由、内容について説明の上、保護者の書面での同意が必要 			<ul style="list-style-type: none"> ●選考は特に制約なし ●利用者負担は設置者が設定 	

*1 新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

*2 当分の間は、毎年、各市町村から各私立幼稚園に対し、新制度への移行に関する意向調査がなされる予定です。

*3 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当されます。

*4 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助があります(実際には各都道府県の予算により決まります)。

利用手続きの流れ(イメージ)

新制度における利用手続きの流れ(イメージ)を紹介します。

■3つの認定区分

新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合

2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合

3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合

認定区分の詳細は P3 参照

■利用手続きの流れ(イメージ)

利用契約締結に至るまでの流れは、1号認定の場合と2・3号認定の場合で異なります。

1号認定の場合

2・3号認定の場合

施設・事業者が必要に応じて広報や見学対応を行います。

1 利用者(保護者)が事業者に直接申込みを行います。

※市町村が必要に応じて利用支援を行います。

1 利用者が市町村に「保育の必要性」の認定を申請します。

※「3 利用希望の申込み」も同時に手続き可能です。

2 事業者から利用者へ入園の内定を通知します。

※定員超過の場合などは事前に明示された公正な方法(面接など)により選考します。

2 市町村から利用者へ認定証が交付されます。

3 利用者が事業者を介し市町村へ認定申請を行います。

3 利用者が市町村へ利用希望の申込みを行います。

4 市町村から事業者を介し利用者へ認定証が交付されます。

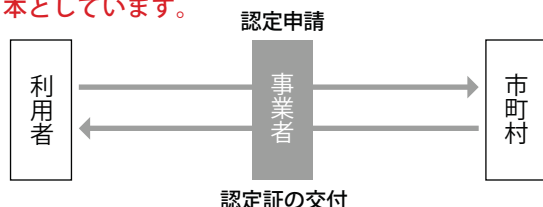
4 利用者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市町村が利用調整します。

5 事業者と利用者が利用契約を締結します。

5 利用先(事業者)の決定後、利用契約を締結します。

POINT

1号認定の申請・認定証の交付は、事業者(利用者が入園予定の施設)を通じて、手続きを行うことを基本としています。



POINT

契約・保育料の支払い先は、事業者により異なります。

認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育の場合

利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育園の場合

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。